

# ○国立大学法人上越教育大学基金室規程

(令和4年5月11日規程第38号)

(設置)

**第1条** 国立大学法人上越教育大学基本規則（平成22年基本規則第1号）第4条第4項の規定に基づき、国立大学法人上越教育大学基金室（以下「基金室」という。）を置く。

(目的)

**第2条** 基金室は、上越教育大学基金（以下「基金」という。）の安定的な財源確保に向けた企画立案等を行うことを目的とする。

(業務)

**第3条** 基金室においては、次の各号に掲げる業務の企画立案等を行うものとする。

- (1) 基金の財源獲得に関する事項
- (2) 基金の財源提供者への謝意に関する事項
- (3) ファンドレイザーその他人材の育成に関する事項
- (4) その他基金の安定的な財源確保に必要な事項

(組織等)

**第4条** 基金室は、次の各号に掲げる者をもって組織する。

- (1) 室長
  - (2) 副室長
  - (3) 室員
- 2 室長は、学長が指名した役員又は職員をもって充て、基金室の業務を統括する。
- 3 副室長は、学長が指名した職員をもって充て、室長を助け基金室の業務について調整及び指揮する。
- 4 室員は、学長が指名した者若干人をもって充てる。
- 5 室員の任期は、室員として指名された日の属する年度の翌年度の末日までとし、再任を妨げない。
- 6 室長は、必要があると認めるときは、副室長及び室員以外の者から、前条の業務に関して意見を聴くことができる。

(事務の処理)

**第5条** 基金室に関する事務は、総務課において処理する。

(細則)

**第6条** この規程に定めるもののほか、基金室に関し必要な事項は、室長が別に定める。

## 附 則

- 1 この規程は、令和4年6月1日から施行する。
- 2 国立大学法人上越教育大学基金室（仮称）設置準備室設置要綱（令和3年7月27日学長裁定）は、廃止する。